

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 構造計算適合判定資格者検定の受検資格

建築基準法（以下「法」という。）第五条の四第三項の政令で定める業務に、法第十八条第四項に規定する審査の業務を加えるものとする。

（第八条の四第二号関係）

二 法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の長が行う事務

法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の長が行う都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務に、法第十八条第十九項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務等のうち、法第六条第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を加えるものとする。

（第百四十八条第三項第一号関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行するものとする。

（附則関係）